

公共施設等運営権の設定について

須崎市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第19条第1項の規定に基づき、株式会社クリンパートナーズ須崎（以下「運営権者」という。）に須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」という。）に係る公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定したので、同条第3項に基づき、次のとおり公表する。

令和元年 12 月 19 日

須崎市長 楠 瀬 耕 作

1 公共施設等の名称

須崎市公共下水道事業に係る污水管きよ及び須崎市終末処理場

2 公共施設等の立地並びに規模及び配置

本事業の対象となる施設は、運営権者が本市から運営権の設定を受けた日以降に本市が所有し管理する公共下水道施設のうち、污水管きよ（本市において、現に公共下水道事業の用に供し、又は供することを決定した資産をいう。）の総体及び須崎市終末処理場（以下「運営権設定対象施設」という。）である。ただし、須崎市終末処理場内雨水ポンプ場の施設を除く。

運営権設定対象施設	立地	敷地面積
污水管きよ	本市において、現に公共下水道事業の用に供し、又は供することを決定した資産の総体	—
須崎市終末処理場	須崎市潮田町4番2他	約 37,520 m ²

3 公共施設等運営権者

所在地 高知県須崎市西崎町3番10号

名称 株式会社クリンパートナーズ須崎 代表取締役社長 村上雅亮

4 公共施設等運営事業に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 義務事業

- ア 経営に関する業務
- イ 運営事業計画書の作成業務
- ウ 下水道管きょ運営に関する企画、調整及び実施に関する業務
- エ 終末処理場の運転管理に関する業務（B-DASH実証研究施設の移管後）

(2) 附帯事業

5 公共施設等運営権の存続期間

- (1) 汚水管きょについては、令和元年12月19日から令和21年9月30日まで。
- (2) 須崎市終末処理場については、国からB-DASH実証研究施設が移管された日から令和21年9月30日まで。
- (3) (1) 及び (2) にかかわらず、以下に定める場合、市及び運営権者は、存続期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により5年以内で両者が合意した日まで存続期間を延長することができる。
 - ア 不可抗力の発生により、本事業が中断又は遅延した場合
 - イ 市側の事由による義務事業又は附帯事業の内容の変更により、本事業が中断又は遅延した場合
 - ウ 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動、訴訟等により、本事業が中断又は遅延した場合